



長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部 守一

本則第1項中「第4条」の次に「及び附則第7条第2項」を加え、第2項中「、第41条第3項」を削る。

別表第1の企画振興部の項中「総務係 土地対策係」を「総務係」に、「活力創出係」を「活力創出係 信州暮らし推進係」に改め、同表の総務部の項中「企画係 資金係」を「企画係」に、「予算第二係」を「予算第二係 予算第三係」に、「財産活用係 財産調整係」を「施設保全係 財産管理係」に、「審査第一係 審査第二係」を「審査係」に改め、同表の県民文化部の項中

文化政策課	総務係 企画経理係 芸術文化係
-------	-----------------

を

県民政策課	総務係 企画経理係 多文化共生係
文化振興課	芸術文化係 文化財係

に改め、同表の健康福祉部の項中「管理係 障がい

者スポーツ支援係」を「管理係」に改め、同表の環境部の項中

水環境係 水質保全係 大気保全係 水源水道係

を

水環境保全係 大気保全係	に、	生活排水課	を	水道・生活排水課	に、「生活
--------------	----	-------	---	----------	-------

排水係」を「水道・生活排水係」に改め、同表の産業労働部の項中「保安・伝統産業係」を「保安・伝統産業係 地酒・食品振興係」に改め、同表の観光部の項を次のように改める。

観光スポーツ部	山岳高原観光課	総務係 企画経理係 観光地域づくり係
	スポーツ振興課	管理係 スポーツ振興係 パラスポーツ係
	国スポ・全障スポ準備課	総務企画係 広報・県民運動係 競技式典係 施設調整係

別表第1の農政部の項中「畜産振興係」を「畜産経営係 防疫・衛生係」に改め、同表の林務部の項中「県営林係」を「県営林係 鳥獣対策係」に改め、同表の建設部の項中「用地係」を「用地・土地利用係」に改める。

別表第2の林務部の項を削る。

別表第4の佐久地域振興局の項中「治山林道係 治山係」を「治山林道係」に改め、同表の保健福祉事務所の項中

総務係	を	総務係（木曾及び大町を除く。）	に、「佐久及び」を
-----	---	-----------------	-----------

「佐久、松本及び」に改め、「、松本にあっては、予防衛生第一係、予防衛生第二係、保健衛生第一係及び保健衛生第二係」を削り、「木曾」を「伊那、飯田、木曾、松本」に改め、同表の松本保健福祉事務所 長野保健福祉事務所の項中「理化学第一係 理化学第二係」を「理化学係」に改め、松本児童相談所の項の次に次のように加える。

飯田児童相談所 諏訪児童相談所 佐久児童相談所	支援第一係 支援第二係 心理係
-------------------------------	-----------------

別表第4の佐久建設事務所の項中「整備第三係 災害復旧係」を「整備第三係」に、同表の伊那建設事務所の項中

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
用地課	用地第一係 用地第二係

を

「

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
-----	----------------------------

」に改め、同表の安曇野建設事務所 千曲建設事務

所 須坂建設事務所の項中 「

安曇野建設事務所 千曲建設事務所 須坂建設事務所

」を 「

安曇野建設事務所

」に改め、同表の大町建設事務所の項の次に

次のように加える。

千曲建設事務所 須坂建設事務所	維持管理課	管理係 維持係
--------------------	-------	---------

別表第4の砂防事務所の項中 「

総務係 (犀川を除く。)

」を

「

総務係

」に改め、同表の会計センターの項中

「

出納係

」を 「

出納係 (東信を除く。)

」に改める。

人 事 課

長野県訓令第3号

本庁内部部局
現 地 機 関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

本則の1の表の1の項中「観光部」を「観光スポーツ部」に改め、同表の2の項中「文化政策課」を「県民政策課」に、

「

観光部山岳高原観光課

」を 「

観光スポーツ部山岳高原観光課

」に改め、同表の3の項及び4の項中「文

化政策課」を「県民政策課」に、「観光部」を「観光スポーツ部」に改め、同表の6の項中

「

県民文化部 多文化共生 課長補佐 ・パスポート室

」を

「

県民文化部 県民政策課 多文化共生係長

」に改め、同表の7の項中「文化政策課」を「県民政策課」に、「観

光部」を「観光スポーツ部」に改め、同表の10の項を削り、同表の11の項中「

11

」を「

10

」に改め、同表の12の項中「

12

」を

「

11

」に、「生活排水課」を「水道・生活排水課」に改め、同表の13の項中「

13

」を「

12

」に改め、同表の14の項中「

14

」を

「

13

」に改め、同表の15の項中「

15

」を「

14

」に改め、同表の16の項中「

16

」を「

15

」に改め、同表の17の項中「

17

」を

「

16

」に改め、同表の18の項中「

18

」を「

17

」に改め、同表の19の項中「

19

」を「

18

」に、

「県民文化部多文化共生・パスポート室」を「企画振興部国際交流課」に改め、同表の20の項中「20」を「19」に改め、同表の21の項中「21」を「20」に改め、同表の22の項中「22」を「21」に改め、同表の23の項中「23」を「22」に、「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同表の24の項中「24」を「23」に改め、同表の25の項中「25」を「24」に改め、同表の26の項中「26」を「25」に改め、同表の27の項中「27」を「26」に改め、同表の28の項中「28」を「27」に改め、同表の29の項中「29」を「28」に改め、同表の30の項中「30」を「29」に改め、同表の31の項中「31」を「30」に改め、同表の32の項中「32」を「31」に改め、同表の33の項中「33」を「32」に改める。

本則の2の表中「女性相談支援センター」を「女性相談支援センター」に改める。

本則の5の表中

	保健福祉事務所	総務課 健康づくり支援課 食品・生活衛生課 検査課	保健所	
		福祉課	福祉事務所	
	松本保健福祉事務所	検査課	諏訪地域振興局 上伊那 同 南信州 同 木曾 同 松本 同	を
	長野保健福祉事務所	検査課	佐久地域振興局 上田 同 北アルプス 同 長野 同 北信 同	

「

保健福祉事務所	総務課 健康づくり支援課 食品・生活衛生課 検査課	保健所		に改める。
	福祉課	福祉事務所		

」

本則の7の表中「行政情報センター」を「行政情報センター又は県立歴史館」に改める。

人 事 課

長野県訓令第4号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 中「名古屋事務所次長」を「諏訪湖環境研究センター総務部長 名古屋事務所次長」に改める。
- 2 中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に、「動物愛護センター」を「動物愛護センター 県立歴史館」に改める。
- 3 中「体育センター 高等学校」を「高等学校」に、「県立歴史館 機動隊」を「機動隊」に改める。

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現地機関

長野県流域下水道事業財務規則第2条に定める本庁及び所の企業出納員の任免（平成31年長野県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 中「環境部生活排水課業務係長」を「環境部水道・生活排水課業務係長」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の長野県消費者の会連絡会の項の次に次のように加える。

交通事故ゼロチャレンジ実行委員会	会計担当課長
------------------	--------

本則の1の表の信州ワインバレー構想推進協議会の項の次に次のように加える。

長野県食品製造業振興ビジョン推進協議会	事務局長
---------------------	------

本則の1の表の長野県農業普及学会の項の次に次のように加える。

長野県肥料高騰対策事業協議会	会長
----------------	----

本則の1の表の公益社団法人長野県林業公社の項中「参与」を「参与 経営改革プラン推進会議委員」に改める。

本則の3の表の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動長野県実行委員会の項の次に次のように加える。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会	専門委員会委員 部会委員
--------------------------------------	--------------

本則の4の表の一般社団法人長野県建築士事務所協会支部の項の次に次のように加える。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会	専門委員会委員
--------------------------------------	---------

本則の5の表の第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の項の次に次のように加える。

長野地方裁判所委員会	委員
------------	----

本則の5の表の地区農業委員会協議会の項の次に次のように加える。

長野県肥料高騰対策事業協議会	支部長
----------------	-----

コンプライアンス・行政経営課

長野県訓令第7号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の人事評価等に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部守一

第7条第1項中「職員キャリア開発課長」を「人事課キャリア開発・人事制度担当課長」に改め、同条第2項中「職員キャリア開発課長」を「人事課キャリア開発・人事制度担当課長」に改める。

第9条ただし書中「職員キャリア開発課長」を「人事課キャリア開発・人事制度担当課長」に改める。

職員キャリア開発課

長野県訓令第8号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の研修に関する規程（昭和46年長野県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部守一

第3条中「職員キャリア開発課長（以下「課長」という。）」を「人事課キャリア開発・人事制度担当課長（以下「担当課長」という。）」に改める。

第6条中「課長は、」を「担当課長は、」に、「職員キャリア開発課研修」を「人事課研修」に改める。

別表の自己啓発の項中「課長」を「担当課長」に、「課長」を「担当課長」に改める。

別表の職場外研修の項中「職員キャリア開発課研修」を「人事課研修」に、「課長」を「担当課長」に、

「課長」を「担当課長」に、「本庁部長」を「本庁部長等」に、「部長」を「部長等」に、「部長」を

「部長等」に改める。

職員キャリア開発課

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部 守一

別表中「文化政策課長」を「県民政策課長」に、「総合政策課長」を「建設政策課長」に、「保健所長印（受給者証専用）」を

「保健所長印（受給者証・登録者証専用）」に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関

長野県公文書管理規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部 守一

別表第3の1の企画振興部の項中「信州暮らし推進課 国際交流課」を「信暮国際」を

「国際交流課」を「国際」に改め、同1の総務部の項中

「コンプライアンス・行政経営課政策評価室 職員キャリア開発課 職員課」を「コ行評 職キ 職」を

「職員課」を「職」に改め、同1の県民文化部の項中

「文化政策課 文化政策課多文化共生・パスポート室」を「文政 文政多」を

「県民政策課 文化振興課」を「県政 文振」に改め、同1の健康福祉部の項中

「感染症対策課ワクチン接種体制整備室 介護支援課」を「感ワ 介」を

「介護支援課」を「介」に改め、同1の環境部の項中

「生活排水課」を「生排」を

- 「 水道・生活排水課 | 水生 | に改め、同1の産業労働部の項中 」
- 「 産業技術課 | 産技 | を
産業技術課日本酒・ワイン振興室 | 産技日 | 」
- 「 産業技術課 | 産技 | に改め、同1の観光部の項を次のように改める。 」

観光スポーツ部	山岳高原観光課 観光誘客課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ準備課 国スポ・全障スポ準備課競技力向上対策室	山観 観誘 ス 国障 国障競
---------	---	----------------------------

別表第3の1の農政部の項中 「 園芸畜産課 | 園畜 | を
園芸畜産課家畜防疫対策室 | 園畜防 | 」

- 「 園芸畜産課 | 園畜 | に改め、同1の林務部の項中 」
- 「 森林づくり推進課 | 森推 | を
森林づくり推進課鳥獣対策室 | 森推鳥 | 」
- 「 森林づくり推進課 | 森推 | に改め、同表の2中 」
- 「 女性相談センター | を | 」
- 「 女性相談支援センター | に、 | 」
- 「 環境保全研究所 | 環保 | を | 」
- 「 県立歴史館 | 歴 | に改める。
環境保全研究所 | 環保 |
諏訪湖環境研究センター | 諏環 | 」

情報公開・法務課

長野県訓令第11号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程（昭和32年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。
令和6年3月29日

長野県知事 阿部守一

別表第1中「文化政策課長」を「県民政策課長」に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第12号

環境部
流域下水道事務所

長野県流域下水道事業財務公印規程（平成31年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県知事 阿部 守一

第4条及び第7条中「生活排水課長」を「水道・生活排水課長」に改める。

別表の生活排水課（流域下水道事務所）企業出納員印の項を次のように改める。

水道・生活排水課企業出納員印	企業出納員	方21	長野県環境部 水道・生活排水課 企業出納員印
流域下水道事務所企業出納員印	企業出納員	方20	長野県 (何事務所) 企業出納員印

生活排水課

長野県公営企業訓令第2号

企業局本庁
企業局現地機関

長野県企業局に勤務する職員の研修に関する規程（昭和36年長野県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県公営企業管理者 吉沢 正

第3条第2項中「職員キャリア開発課長」を「人事課長」に改める。

経営推進課